

## 静岡市防災協会会費基準

(基準)

第1条 静岡市防災協会会則第7条に定める会費基準は次のとおりとする。

2 正会員並びに賛助会員の会費は、下表のとおりとする。

(1) 収容人員並びに危険物倍数は、いずれも消防法令に定める算出方式による。

(2) 会費基準は総会に諮り改定することができる。

《正会員》

危険物安全部会員	
危険物指定数量の倍数	年会費
10倍未満の事業所	4,000円
10倍～50倍未満の事業所	6,000円
50倍～150倍未満の事業所	9,000円
150倍～500倍未満の事業所	15,000円
500倍～1,000倍未満の事業所	25,000円
1,000倍～5,000倍未満の事業所	35,000円
5,000倍以上の事業所	45,000円

防火管理部会員	
従業員及び収容人員数	年会費
30人未満の事業所	4,000円
30人～50人未満の事業所	6,000円
50人～200人未満の事業所	8,000円
200人～500人未満の事業所	15,000円
500人～1,000人未満の事業所	25,000円
1,000人以上の事業所	35,000円

《賛助会員》

賛助会員	15,000円
------	---------

附則

この基準は平成20年4月1日から施行する。

備考

- 1 危険物安全部会員とは、危険物（消防法適用）を製造し、貯蔵し又は取り扱うなど、事業主体が危険物管理と密接不可分の関係が高い事業所
- 2 防火管理部会員とは、危険物施設の保有の有無によらず、多数の者が出入りし、勤務する形態の事業所で、防火管理業務（消防法適用）を必要とする事業所又は一般的防火管理（消防法適用除外）が行なわれる事業所で、危険物管理会員以外の事業所
- 3 賛助会員とは、協会事業目的に賛同し、事業を賛助するため入会した事業所